

令和7年第1回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和7年3月7日 午前9時30分開議

議長	<p>おはようございます。 ただいまから、令和7年第1回川本町議会定例会を開会します。</p>
々	<p>ただいまの出席議員数は9名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立しました。</p>
々	<p>それでは、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお配りしているとおりで。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番石川議員、8番飯田議員を指名します。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日3月7日から3月13日までの7日間にした と思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
々	<p>異議なしと認めます。 よって、会期は、本日7日から13日までの7日間にする ことに決定しました。 なお、会期中の会議は、お手元の会期日程及び審議予定表 のとおりとして お り ま す 。</p>
々	<p>日程第3、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、お手元の議長報告、議員派遣の 件のとおりです。</p>
々	<p>以上で、諸般の報告を終わります。</p>
々	<p>日程第4、「町長施政方針」を行います。番外野坂町長。</p>
番外 野坂町長	<p>おはようございます。令和7年第1回川本町議会定例会を 招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り 合わせのうえ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。 開会にあたり、提出議案の説明に先立ちまして、町政運 営に臨む私の基本</p>

番外
野坂町長

的な考え方を申し述べ、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、立地適正化計画の策定について申し上げます。

今年度末の策定を目指し、2月10日に開催した最終の計画策定委員会において、計画案がまとまりました。

今定例会の活性化対策特別委員会におきまして、経過や概要をご説明した後、都市計画審議会への諮問を経て、県へ提出する運びとなります。

策定した立地適正化計画を、本町が目指すコンパクトタウンの道標としたうえで、今後、議員の皆様からご意見をいただきながら、優先度や確保できる財源等をしっかりと吟味し、都市再生特別措置法に基づいて策定する都市再生整備計画に、具体的な事業を盛り込むよう検討してまいります。

々

次に、治水対策について申し上げます。

現在、国・県・関係市町により策定された「治水とまちづくり連携計画」及び、「矢谷川」の整備が盛り込まれたうえで、県により策定された「江の川水系下流支川域河川整備計画」に基づき、「瀬尻・久料谷」及び「谷」の両地区とも、概ね10年を事業期間として、宅地嵩上げが進められております。

このうち、「瀬尻・久料谷」地区では、国事業として、昨年12月に、国道261号の迂回路が設置され、現在、護岸工事に着手されており、引き続き、護岸及び造成工事が行われるよう要望しております。

また、町施工部分では、事業範囲内の用地等購入や物件補償、生活雑排水管の整備を行い、造成工事及び町道久料谷線の整備は、国へ委託し行います。

「谷」地区では、国事業として、引き続き、用地等購入・補償物件調査が行われるよう要望しております。

県事業としては、先行整備エリアにおける用地等購入や物件補償、造成及び橋梁下部工事が行われるよう要望しております。

また、町施工部分につきましては、用地等購入・補償物件や生活雑排水管の設計を行うとともに、造成工事は、県へ委託し行います。

事業開始時点における宅地所有者が、地区にお戻りいただくための判断材料となるよう、先に、治水事業推進協議会及び地区の皆様に対して、両地区の造成後に用地を売却する予定単価をお勧めしたところです。

今後も、事業が円滑に進むよう、推進協議会の皆様と連携するとともに、国・県に対して、早期完成を働きかけてまいります。

また、2月25日に、川本堤防の完成堤防化に向け、堤防断面確保に必要な用地について、浜田河川国道事務所との間で、用地提供の手続きに係る確認書の調印式を行いました。

完成堤防化の実現に向けて、今後も国に対して強く要望してまいります。

さらに、因原・尾原地区の内水排除対策、加えて、日向地区の対策につきましても、早期事業化が呼び込めるよう、継続して強く要望してまいります。

番外
野坂町長

次に、女子野球で繋がるプロジェクトについて申し上げます。

新しい人の流れづくりを推進するため、昨年度より設立準備を進めてきた、女子硬式野球クラブ「島根フィルティーズ」が、今春、いよいよ活動を開始いたします。

一般社団法人「かわもと暮らし」に所属することが内定している13名の選手が、4月に予定する設立イベントを皮切りに、地域おこし協力隊員として、地域活動に従事しながら、中四国ルビー・リーグ等の大会へ参加する運びとなっており、町内外にわたって、本町の魅力や情報が発信されることを大いに期待しております。

町としましては、地域おこし協力隊の任期後を見据えた人材育成や定住を希望する選手への支援の仕組みづくりを具体化していくとともに、2期生の募集にも取り組んでまいります。

また、昨年11月3日に呼び込んだ、山陰地方で初めて、全国では17番目となった、全日本女子野球連盟からの「女子野球タウン」の認定の動きを、新たなタウンプロモーションに繋げていくとともに、「交流のまち」として培われてきた歴史や風土を礎とした、本町ならではの地域創生の契機となるよう取り組んでまいります。

々

次に、デジタル化の推進について申し上げます。

令和4年度に策定した「デジタル化推進計画」に掲げた「町民サービスの向上」「庁内業務の効率化」「職員の人材育成」の3つの柱のもと、引き続き「K i n t o n e（キントーン）を活用した業務改善プロジェクト」による業務効率化、職員の人材育成、行政手続のオンライン化などの自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めるとともに、地域社会のデジタル化、デジタルディバイド対策に取り組んでまいります。

国が示した「自治体情報システムの標準化・共通化」については、令和7年度末までに移行できるよう邑智郡総合事務組合と連携し、取り組んでまいります。

また、移行に伴い懸念されている運営経費の増嵩については、引き続き、県とも連携し国からの支援を求めてまいります。

々

次に、医療・介護・福祉サービスの強化について申し上げます。

社会医療法人仁寿会・加藤病院による「地域総合ヘルスケアステーションかわもと施設群」の新築移転整備につきましては、令和8年春の竣工に向けて、工事は順調に進んでおり、今年度末までに1階の基礎工事が完了する予定と伺っております。

町としましては、引き続き、順調な進捗と新病院の始動に向けた、側面的な支援を行うとともに、町民の皆様が主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができる仕組みづくりを進め、ニーズに沿ったサービスが提供できるよう連携を図ってまいります。

番外
野坂町長

次に、提出いたしました令和7年度の当初予算の概要について申し上げます。

「第6次川本町総合計画」に基づく、持続可能な税源涵養に資する人口減少対策として、引き続き取り組むべき事業や治水対策、「デジタル化推進計画」に基づく施策、「公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の長寿命化事業等を重点的に盛り込んだところです。

一般会計の当初予算額は、55億7,720万円となり、前年度と比較すると、5億7,406万5千円、11.5%の増額となっています。

主な増額の要因は、河津桜公園整備事業が1億5,008万6千円の増、瀬尻・久料谷地区治水対策事業が1億1,500万円の増、邑智郡総合事務組合負担金のうち「自治体情報システムの標準化・共通化」関連が8,618万7千円の増、島根中央高校魅力化支援・公設民営塾整備事業が2,100万円の皆増等となっています。

主な減額の要因は、定住促進住宅整備事業が1億4,195万1千円の皆減等となっています。

国民健康保険事業、後期高齢者医療の特別会計の総額は、5億4,793万4千円で、前年度と比較すると107万2千円、0.2%の減額となっています。

々 それでは、「第6次川本町総合計画」に掲げております4本の基本目標に基づき、予算に盛り込みました主要な施策につきまして、順次ご説明申し上げます。

々 まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、住民主体の地域づくりについて申し上げます。
今年度改定される「第6期島根県中山間地域活性化計画」を参考とし、県と町内の地域づくり団体等と連携を深めながら、防災、福祉、地域交通等に関する、町民の皆様の生活機能の維持・確保を中心とした、中山間地域対策に取り組めます。

々 次に、地域公共交通の充実について申し上げます。
「地域公共交通計画」に基づく実情に即した交通手段の実現に向けて、適宜、利用実態や課題に対応した見直しが必要であることから、デマンド乗り合いタクシーの拡充に向けた実証に取り組めます。
また、社会医療法人仁寿会・加藤病院の新築移転に伴うバスの停留所の変更に向け、引き続き、運行事業者等を交えた協議を重ね、利便性の確保に努めてまいります。

番外
野坂町長

次に、移住・交流の推進について申し上げます。

今年度から一般社団法人化された「かわもと暮らし」と一層の連携を図り、きめ細やかに情報発信を行い、相談支援体制を充実してまいります。

協働して実施していた「県内高校生つながり創出事業」は、県による事業再編に伴い、「県内卒業生管理促進事業」として、これまでのつながりを活かしながら、島根中央高校を卒業した人材の還流とUターンを促進してまいります。

また、国・県などの動向にも注視しながら、U I ターンの促進とあわせ、関係人口・滞在人口の創出に向けて、積極的に取り組んでまいります。

々 次に、住環境の整備について申し上げます。

「住生活基本計画」に基づいて、因原地区に建設した定住促進住宅に、この春、4世帯の入居を呼び込みます。

引き続き、個人住宅の建設促進、空き家の活用、民間事業者と連携した賃貸住宅の整備に努めてまいります。

々 次に、地域福祉について申し上げます。

地域福祉の推進役を担っていただいております、民生児童委員の皆様が、3年に1度の改選期を迎えるにあたり、社会福祉協議会と連携し、活動しやすい環境整備に努めてまいります。

々 次に、障がい福祉について申し上げます。

障がいの種別や程度に関係なく、福祉サービスを利用できる環境や、地域生活への移行や就労に関する課題に対応したサービス提供体制により、谷間のない支援を進めてまいります。

々 次に、国民健康保険について申し上げます。

医療費の適正化に向けて、人間ドック受診費用を助成し、各種健康診断の内容を充実することにより、受診率を向上してまいります。

また、糖尿病、高血圧、肥満の対象者に、個別訪問や電話による保健指導などをきめ細やかに行うことにより、早期に生活習慣を改善し、合併症や重症化を防ぎ、健康寿命が延伸するよう目指してまいります。

々 次に、高齢者福祉について申し上げます。

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、中間支援組織等との連携強化を図りながら、見守りをはじめとする支え合い・助け合いの地域づくりに向けて、地域包括ケアシステムを深化させてまいります。

々 次に、子育て支援について申し上げます。

共働きの世帯が約9割を占め、子育て世帯のニーズが多様化するなか、乳

番外
野坂町長

幼児や小学生などの子育て中の援助を受けたい方と、保育活動の援助を希望する方との橋渡しの役割を担う、ファミリーサポートセンター事業を新たに実施します。

引き続き、子ども家庭センターを中心に、福祉と母子保健の連携を深め、相談者に寄り添って、妊娠期から出産・子育てまでを切れ目なく伴走し、必要な経済的支援などにつないでまいります。

々 つづいて、「暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、農業と農村の振興について申し上げます。

我が国全体の農業政策の方向性を注視しながら、農業者との対話をもとに、県やJA島根おおち地区本部とも連携し、支援策をきめ細かに講じることにより、農業経営に係る持続可能性を向上してまいります。

基幹産業である水稻農家に対しては、乾燥調製に伴う費用を助成することで、経営維持・所得向上を支援してまいります。

また、国の「みどりの食糧システム戦略」に基づく有機農業を推進するため、水稻栽培の作業効率化等の実証や研修会を実施し、安定した収量や品質を確保するための技術について、有機農業への理解を深めながら推進体制を検討してまいります。

今年度策定する地域計画を推進するために、認定農業者や集落営農組織、個人農家などに対して、経営が安定化し、作業が効率化・省力化されるよう、機械や施設の導入を支援してまいります。

また、第6期となる中山間地域等直接支払事業については、既存の団体が、生産活動を継続して取り組めるよう推進してまいります。

々 次に、担い手の確保について申し上げます。

新規就業者に対しては、県西部農林水産振興センター県央事務所やJA島根おおち地区本部と連携しながら、継続して経営の安定化を支援してまいります。

また、地域おこし協力隊をはじめとする、UIターン就農者の受け入れに向けては、受入農家の確保を進めるとともに、地域からの意見を踏まえ、営農プランや研修制度を確立し、更なる担い手を確保してまいります。

々 次に、特産品の振興について申し上げます。

近年、他産地との競争が激化しているエゴマにつきましては、差別化を図りながら生産性を向上させる必要があることから、収量の増加や販路の拡大での支援を通じて、一層振興してまいります。

また、新たに高付加価値な農産物を創出する事業者を支援してまいります。

番外 野坂町長	<p>次に、有害鳥獣対策について申し上げます。</p> <p>防衛・捕獲・追い払いを基本とするこれまでの取組を継続したうえで、県や関係企業と連携しながら、ICT捕獲檻等によるサルや個体数の減少を図り、防護柵研修会の開催による啓発活動を行います。</p> <p>併せて、捕獲対象の鳥獣を追加し、施設設置への補助を拡充することで、地域全体で対策に取り組む体制づくりを強化してまいります。</p>
々	<p>次に、畜産の振興について申し上げます。</p> <p>飼料価格高騰や、子牛価格下落などの影響を受けている畜産農家の経営が安定化するよう、繁殖雌牛の更新助成や予防接種の助成などに加えて、新たに飼料購入に対して助成してまいります。</p>
々	<p>次に、林業の振興について申し上げます。</p> <p>循環型林業の実現に向けて、森林環境譲与税を活用し、施業の効率化のための作業道の整備を進めるとともに、経営管理の集約化など所有者の負担軽減に資する支援を行ってまいります。</p> <p>また、林業事業者に対する、作業者が必要とする装備品を購入する際の補助や、就職した方々への支援を通じて、担い手の確保を進めてまいります。</p>
々	<p>次に、交流施設等の運営について申し上げます。</p> <p>町内外からの来訪者をはじめ、より多くの方々にご利用いただけるよう、町内施設間の相互連携を促すことにより、魅力を向上し利用者の拡大に努めます。</p> <p>いずれの施設とも、令和7年度末に指定管理期間が満了することから、次期指定管理者の募集を行ってまいります。</p>
々	<p>次に、商工業の振興について申し上げます。</p> <p>国・県、関係機関等の支援制度により、地域商業機能の維持及び発展につながる取組を推進してまいります。</p> <p>また、商工会や一般社団法人「かわもと暮らし」と連携し、空き店舗の活用、事業承継等の課題解決に向けた取組を進めてまいります。</p>
々	<p>次に、商業活性化支援について申し上げます。</p> <p>新たに設定する「立地適正化計画」上の都市機能誘導区域内における、新規開業や店舗改修などを対象として、県と協調して支援する、地域商業等支援事業の町による上乗せ額を拡充することにより、中心市街地の賑わいを創出し、地域経済の活性化を図ります。</p> <p>また、「女子野球で繋がるプロジェクト」の始動などにより喚起されるであろう宿泊ニーズや、地域経済への波及効果などを「見える化」することにより、新たな滞在人口の受け皿となる、宿泊業の立地呼び込みの可能性を探</p>

番外
野坂町長

る調査に取り組んでまいります。

々 次に、観光の振興について申し上げます。

本町の歴史、文化、自然、施設などを観光資源として、観光協会を中心に、商工会をはじめとする事業者とも連携しながら、新たなファンの獲得や交流人口の拡大に取り組んでまいります。

また、邑智郡や広島広域都市圏内各市町とのネットワークを活かして、観光メニューを開発し情報発信を強化するなど、広域的な連携により誘客を促進してまいります。

々 次に、誘致企業との連携について申し上げます。

毎年寄贈いただいている河津桜を活用した公園を整備してまいります。

引き続き、県と連携して、株式会社三協島根川本工場への人材確保を支援するとともに、石川社長をはじめとする役職員との関係を強化してまいります。

々 次に、雇用対策について申し上げます。

2月13日に、ハローワークとおおち・さくらえ地域雇用促進協議会との共催により、島根中央高校の1・2年生を対象とした企業ガイダンスを開催しました。

今後も、県やハローワークとの連携を強化し、雇用促進イベントを開催することで、一般求職者や高校生とのマッチング機会を創出し、町内事業所が必要とする人材確保を支援してまいります。

々 つづいて、「子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、学校教育について申し上げます。

小・中学校では、児童生徒の学習に対する意欲や探究心の向上と、より良い学級集団づくりを目的として、「学び合い」による授業改善を継続し、一人ひとりの学習におけるつまずきの把握や、具体的支援の方向性を見極めるために、県が実施する「学びの基盤に関する調査」（たつじんテスト）にも参加し、児童生徒の学力向上に取り組んでまいります。

また、教職員の研修機会を創出し、指導力の向上に努めるとともに、個に応じた学習や生活支援を継続的に実施するための支援員を配置し、全ての子どもたちの学びを保障する、きめ細やかな学習環境づくりを進めてまいります。

々 次に、コミュニティ・スクールについて申し上げます。

学校経営に関する情報や地域の子どもの姿を共有し、地域とともにある学

番外
野坂町長

校を目指す「学校運営協議会」による取組を充実し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めてまいります。

々

次に、学校建設検討委員会について申し上げます。

本町ならではの魅力ある教育環境の実現に向けて、老朽化する学校施設の建替え等について、引き続き検討を進め、保護者や地域の皆様との意見交換の機会を設けるなどして、目指すべき学校の姿を共有し、議員の皆様からご意見をいただきながら、建設基本構想及び基本計画を策定してまいります。

々

次に、魅力ある教育環境づくりについて申し上げます。

「自らの学び応援事業」による英語、漢字、算数・数学の各検定助成事業を継続し、児童生徒が、自ら学ぶ意欲を育む環境を充実してまいります。

また、幼少期から外国語に親しむ活動ができるよう、ALTによる保育所訪問を充実し、学校外での活動の機会を設けるなど、異文化への関心・理解を深化させてまいります。

々

次に、学校給食費の無償化について申し上げます。

この取組を継続することにより、米やその他の食材の価格変動にも柔軟に対応し、安全で安心な学校給食の質を維持するとともに、保護者の経済的負担の軽減に努めてまいります。

々

次に、ふるさと人づくり事業について申し上げます。

ふるさとへの愛着を育み、人とのつながりを大切しながら地域の課題に主体的に立ち向かい、持続可能な地域づくりに貢献できる人材を育成するとともに、若者と地域とのつながりを支援し、将来的な人材の環流につながる取組を進めてまいります。

そのために、県が進める、石見地域への短期体験プログラム「いわみ留学」などを活用した外部人材の呼び込みにも努め、多世代と交流しながら自己表現や学びの実践ができる場としての「かわもとあそラボ」の充実に取り組んでまいります。

々

次に、人権・同和教育の推進について申し上げます。

多様化する課題に向き合い、一人ひとりの人権が尊重される、差別のない明るいまちづくりを目指して、学校や公民館活動等における研修機会を充実するとともに、事業所や民間団体にも働きかけ、啓発活動を推進してまいります。

々

次に、読書活動の推進について申し上げます。

子どもの創造力や豊かな心を育み、必要な知識と力を培うために、読書機会の拡充と環境整備、さらに、子どもの読書を支える人材育成を柱として取

番外
野坂町長

り組んでまいります。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

スポーツの普及を通じた心身の健康増進に向けて、活動団体とも連携し、ライフステージに応じた運動機会の提供と、環境整備に努めてまいります。

々 次に、町民球場の改修について申し上げます。

令和12年度に島根県で開催される、第84回国民スポーツ大会の軟式野球会場となる町民球場は、まずは安全への配慮を前提として、「女子野球タウン」の本拠地としても相応しくなるようユニバーサルデザインを意識し、誰もが利用しやすい球場となるよう、改修を進めてまいります。

令和7年度は、改修の財源として期待する、国からの補助活用の必須条件である「都市公園の長寿命化計画」を策定するとともに、概算費用と補助対象経費を把握するための「基本設計」を行います。

々 次に、文化財保護について申し上げます。

地域発展の基礎をなす伝統文化や、郷土の歴史である文化財についての理解を深め、後世に守り伝えていくとともに、文化財保護の意識啓発やふるさと意識の高揚に努めてまいります。

々 次に、悠邑ふるさと会館の管理・運営について申し上げます。

建設から29年が経過する悠邑ふるさと会館は、定期点検に基づく必要な修繕を施し、安全で快適な環境維持に努めるとともに、利便性に配慮した施設運営に努め、利用の拡大を図ります。

また、優れた音響設備をはじめとする特長を活かし、地域の伝統芸能や文化振興を支える拠点施設として、質の高い芸術鑑賞の機会を創出してまいります。

々 次に、島根中央高校の魅力化支援について申し上げます。

カリキュラムの大幅な見直しに伴い、今春の2年次からは、目指す将来像ごとに5つのルートに分かれ、一人ひとりが進路実現のために、個別最適な学習に取り組むことができる環境となります。

この機を捉え、校内に、新たに公設民営による学習塾を整備することにより、専任講師とオンライン活用による専門性の高い指導のもと、部活動や地域活動と両立させながら、国公立大学や難関私立大学への挑戦を支援する、島根中央高校ならではの新たな魅力づくりに取り組みます。

これまでの部活動強化、地域活動促進、寮運営等の取組もブラッシュアップしながら、学校・地域の協働による島根中央高校の魅力化に取り組んでまいります。

番外
野坂町長

つづいて、「すべての住民が、安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、防災・消防について申し上げます。

因原地区における内水排除施設の拡充工事につきましては、次期出水期までに完了すべく進めてまいります。

また、地域防災力の強化を図るために、防災士の育成や自主防災組織ごとに作成されている、地区防災計画の見直しを進めてまいります。

さらに、江津邑智消防組合及び消防団との連携を緊密にし、消火活動中の事故防止に向けた訓練の充実や、装備品の点検、更新などにより、安全対策を強化してまいります。

々

次に、公営住宅等の維持管理について申し上げます。

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、国の交付金を活用して、計画的な維持修繕に努めてまいります。

八幡平団地の戸別改善や天神町団地の給排水管改善などを継続するとともに、空室確保のための軽微な修繕を強化してまいります。

また、老朽化等により大規模修繕が見込まれる団地については、入居者の意向も把握しながら、建替等、今後の方針についての検討を進めてまいります。

々

次に、道路整備について申し上げます。

町道事業につきましては、町道因原日向線の因原、養護老人ホーム江川荘裏付近から、一般県道日貫川本線を結ぶ約140mの区間において、道路改良工事を行います。

また、通学路安全対策事業につきましては、引き続き、町道三島学校線の側溝及び防護柵工事を行います。

修繕事業につきましては、長寿命化計画により、町道川本畑野線及び大邑3工区農道の舗装修繕、橋梁の点検及び修繕、測量設計、修繕工事1橋を行います。

防災・減災事業につきましては、引き続き、町道柿木原線の落石対策工事を行います。

次に、県道事業につきましては、道路改良事業として、主要地方道川本波多線川本工区において、道路・橋梁・構造物詳細設計、用地・地質調査及び用地補償が行われるよう要望しております。

主要地方道温泉津川本線川下工区においては、切土工事・橋梁下部工事、国道261号因原工区においては、道路嵩上げ工事が行われるよう要望しております。

また、維持修繕事業としまして、主要地方道川本波多線において、川本大橋の高欄取替工事が行われるよう要望しております。

- 番外
野坂町長 次に、河川施設の維持修繕について申し上げます。
 県事業として、矢谷川及び三谷川における、護岸修繕工事が行われるよう要望しております。
- 々 次に、急傾斜・災害防除・地すべり対策について申し上げます。
 県事業の急傾斜地対策事業として、川本1地区の法枠修繕工事が、引き続き行われるよう要望しております。
 県事業の災害防除対策事業としまして、主要地方道温泉津川本線川下工区の法面・落石対策工事が、引き続き行われるよう要望しております。
 県営地すべり対策事業として、川本第3期地区の古市工区においては、水抜きボーリング工事、県央第2地区においては、地すべり施設の長寿命化詳細調査が行われるよう要望しております。
- 々 次に、簡易水道について申し上げます。
 今年度から導入した公営企業会計により、コスト構造と今後の経営基盤の強化に向けた分析や評価を行い、ライフサイクルコストの縮減等、水道事業の持続的な運営に向けて、検討してまいります。
 また、治水対策事業に伴う瀬尻・久料谷地区、谷地区の水道管の仮設及び本設工事、因原地区・木谷地区の水道管の布設替工事、小谷地区の配水池改修等工事を行います。
- 々 次に、生活排水処理対策について申し上げます。
 農業集落排水整備地区を除く町内全域を対象として、国の補助額に町がさらに上乗せする、合併浄化槽設置補助を継続して行います。
- 々 次に、環境衛生について申し上げます。
 資源の再利用と地球温暖化防止に向けて、引き続き、ごみ分別の徹底や太陽光発電の普及など、リサイクルの推進や再生可能エネルギーの普及啓発に努めてまいります。
 施設稼働後26年が経過した、邑智郡総合事務組合が運営する、し尿処理施設「志谷苑」については、老朽化に伴う施設の機器更新等の基幹的改修に着手し、令和9年度からの供用開始が予定されております。
 地元の方々とも情報共有を図り、生活に支障がないよう配慮した上で、改修整備が進められるよう、邑智郡総合事務組合と連携してまいります。
- 々 つづいて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。
- 々 はじめに、財政基盤の確立について申し上げます。
 本町が、将来にわたり持続的かつ安定的に行政運営をしていくためには、

番外
野坂町長

財政基盤の強化が不可欠です。

令和5年度の決算において、健全化判断比率とされる将来負担比率及び実質公債費比率は、いずれも健全化基準内の数値となっていますが、近年の大規模事業に伴う地方債借入により公債費が増額するため、今後は数値が上昇する見込みです。

また、令和7年度は、邑智郡総合事務組合負担金をはじめとした一般財源支出額の大幅な増加により、基金を大きく取り崩す予算編成となっています。

令和5年度から本格化した治水対策事業等により、今後しばらくの間は、大きな費用負担が見込まれることから、可能な限り有利な起債等により財源を調達し、常に長期的な財政状況を見通し、安定的な財政運営を目指してまいります。

限られた財源の中で、「第6次総合計画」に掲げた、重点プロジェクトをはじめとする事業を着実に実施しながら、治水対策のような長期にわたる基盤整備を進めていくために、不断のスクラップ・アンド・ビルドと税源涵養に資する取組に注力するなど、今後も気を緩めることなく、さらなる財政健全化を進めてまいります。

々 次に、公共施設の維持管理について申し上げます。

公共施設等総合管理計画に基づいた、建物施設の総床面積の縮減に向けた取組と、緊急性や重要性等を勘案した修繕などを実施してまいります。

また、インフラ環境を整備したうえで遊休町有地を分譲し、遊休財産を削減してまいります。

々 次に、町税等の賦課・収納事務について申し上げます。

個人住民税の電子申告やキャッシュレス決済による納付など、税務手続きのデジタル化を推進するとともに、研修等により職員の徴収事務のスキルアップを図ります。

また、県と連携した職員の相互併任制度を活用するなど、収入未済額を縮減してまいります。

々 次に、ふるさと納税について申し上げます。

全国よりいただいた貴重なご寄附は、各種事業に活用させていただいており、さらにご寄附をいただけるよう、魅力的な返礼品を開発し、提供してまいります。

また、令和5年度から受入を開始した企業版ふるさと納税は、これまでに5社、計520万円の寄附をいただいております。

この度の国による税制改正に伴い、時限措置であった法人への税額控除が3年間延長されたことから、内閣府に対して、引き続き寄附の受入が可能となるよう、「地域再生計画」の変更認定を申請しております。

- 番外
野坂町長
- 今後も、本町の取組に共感いただき、寄附いただけるよう広く周知してまいります。
- 々
- 次に、選挙事務について申し上げます。
この夏、7月28日で任期満了を迎える参議院議員の通常選挙が予定されており、法令等を遵守し、適正で円滑な選挙事務を執行してまいります。
- 々
- 次に、窓口業務について申し上げます。
おもてなし事業については、令和7年2月末現在の届け出は、転入135件、婚姻3件、出生11件となっており、行政サービスの根幹である明るい挨拶を徹底し、丁寧で分かりやすい説明を心がけてまいります。
窓口業務におけるDX推進として、マイナンバーカードを利用した「書かない窓口」システムを導入し、手続の負担を軽減してまいります。
- 々
- 次に、戸籍のフリガナ記載について申し上げます。
行政サービスのデジタル化の促進に向け、5月26日に予定されている関連法の施行に伴い必要となる、氏名のフリガナの記載について、登録予定のフリガナを通知する事務を、滞りなく進めてまいります。
- 々
- 次に、広聴・広報について申し上げます。
令和5年10月の導入後、登録者が1,100人を超えている町公式LINEについては、引き続き、登録者数の増加や、配信内容の拡充を図り、多様化するニーズに対応できる情報発信に努めてまいります。
また、今年度も、3会場で開催したまちづくり意見交換会については、引き続き、時期や方法をより吟味し、多くの皆様の声が届きやすい環境づくりに取り組んでまいります。
- 々
- 次に、地域情報化対策について申し上げます。
「IP告知システムの廃止」に向けまして、今後のスケジュールや廃止に伴う対応等を、広報紙などの様々な媒体を通じて、町民の皆様へ周知することとしております。
また、今後3年かけて、「まげなねっとかわもと」の受信に必要な加入者用機器「VONU」を更新することとしており、引き続き、町民の皆様に安定的なサービスが提供できるよう努めてまいります。
- 々
- 次に、業務改善等について申し上げます。
事務事業の執行管理について、各課での細やかな管理を徹底するとともに、主要事業について全庁的に進捗状況を「見える化」し、課題の早期発見に努めてまいります。
また、2月より全8回実施した、町民目線の徹底、業務の進め方などをテ

番外
野坂町長

一マとした職員研修などの取組を通じて、個々の職員の意識改革やスキルアップを図りながら、個に頼りすぎず、組織・チームで課題を解決していく組織風土づくりに努めてまいります。

々

次に、合併70周年について申し上げます。

この春、「合併70周年」を迎えるにあたり、10月8日に、悠邑ふるさと会館において、町民の皆様とともに、先人のご功績に感謝し、記念すべき年をお祝いする式典や、合併70周年を冠としたイベントを開催いたします。

本町の明るい未来を願い、町民の皆様と心をひとつにする機会となるよう期待しております。

々

以上、令和7年度における町政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

議会や町民の皆様から、ご意見を伺いながら、全力をあげて取り組んでまいります。

引き続き、町政運営へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

々

今定例会に提出しました案件は、条例案件27件、予算案件9件、その他案件3件、人事案件7件であります。

この後、担当課長から、これらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます、施政方針とさせていただきます。

議 長

以上で、町長施政方針を終わります。

々

ここで暫時休憩します。午前10時25分より再開します。
(午前10時12分)

々

会議を再開します。
(午前10時25分)

々

日程第5、議案第5号、「川本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」の件を議題とします。

執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長

それでは、議案第5号、川本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、説明いたします。

3ページをご覧ください。

1. 条例制定の背景につきましては、地方自治法の一部改正に基づき、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任について、賠償責任額を限定してそれ

番外瀬上総務財政課長	<p>以上の額を免責する旨を条例において定めることができるようになりましたので、この度、条例を制定するものです。</p> <p>2. 条例の概要につきましては、町長等の町への損害賠償責任について、その責務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合、「町長等が賠償の責任を負う額」から、「町長等の基準給与年額に町長等の区分に応じて定める数を乗じて得た額」を免責します。</p> <p>なお、米印(※)として、善意でかつ重大な過失がない場合を示しております。</p> <p>表をご覧ください。</p> <p>実質的な負担額を示しております。</p> <p>例えば、町長であれば、実質的負担額が基準給与額の6倍、副町長、教育長等に関しては、基準給与額の4倍となります。</p> <p>3. 県内市町村の状況については、令和7年1月末現在で、制定済が松江市など13市町、未制定がその他の6市町村となります。</p> <p>4. 町長等が損害賠償責任を免れたことの議会への報告及び公表として、地方自治法施行令の定めにより、町長は、町長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに議会に報告するとともに、公表することになります。</p> <p>最後に、この条例は公布の日から施行します。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>なお、本議案につきましては、地方自治法第243条の2の7第2項の規定により、監査委員の意見を聴くこととなっております。</p> <p>議長名で、本条例案に対する意見を求め、監査委員からはお配りしているとおおり、異議なしとの回答をいただいておりますので報告します。</p>
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第6、議案第6号、「因原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。</p> <p>執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。</p>
番外伊藤まちづくり推進課長	<p>議案第6号、因原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。</p> <p>資料3ページ、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>今回の改正内容は、今年度竣工する4棟について戸数を追加し、8戸とす</p>

番外伊藤ま ちづくり推 進課長 議 長	<p>るものです。</p> <p>説明を終わります。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
♫	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
♫	<p>次に、日程第7、議案第7号、「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第9、議案第9号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの3件を一括議題とします。</p> <p>執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総 務財政課長	<p>それでは、議案第7号、職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>この度の条例改正は、2つの提案理由から改正するものです。</p> <p>まず一つ目の提案理由及び内容につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」の一部改正に基づき、条例の一部を改正するものです。</p> <p>法の改正の趣旨については、男女とも、仕事と育児介護を両立できるように改正されております。</p> <p>2) 改正の概要については、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等として、配偶者等が介護を必要とする介護状況に至った職員に対する意思確認等(正：意向確認等)及び勤務環境の整備に関する措置を新設します。</p> <p>3) 改正の対象となる条例としまして、この度の育児介護休業法及び次世代法の改正に伴い、本件を含め3件を上程しております。</p> <p>現在説明している条例を太枠で表示しております。</p> <p>改正条項として、まず12条で、「配偶者等」の文言を追加しております。次に、12条の3に、家族の介護を申し出た職員への制度周知・意向確認等の義務付けを。第12条の4に、職場環境の整備を、規定を新設します。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>二つ目の提案理由及び内容につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、夏期休暇の使用期間などについて、拡大することが可能となり、町の取得期間等を改正することで、職員の健康やワークライフバランスの改善などを考慮し、条例の一部を改正するものです。</p> <p>1) 改正の概要については、夏期休暇を主要可能期間を、現在7月から9</p>

番外瀬上総務財政課長	<p>月までの3か月間を6月から10月までの5か月間に拡大し、付与日数を3日から1日増やして4日にします。</p> <p>次に、県内等の状況について、松江市の付与日数は6日。4日間は、飯南町、吉賀町、邑南町、島根県や坂町などです。</p> <p>最後に、この条例は令和7年4月1日から施行します。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
々	<p>続きまして、議案第8号、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>1. 提案理由・内容につきましては、先ほどの議案第7号と同様に、育児介護休業法及び次世代法の一部改正に基づき、条例の一部を改正するものです。</p> <p>法改正の趣旨についても、先ほど議案第7号と同様です。</p> <p>3. 改正の概要については、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳になるまでから小学校就学前までに拡大します。</p> <p>改正の対象となる条例については、本条例は2段目の太枠で表示しております。</p> <p>最後に、この条例は令和7年4月1日から施行します。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
々	<p>続きまして、議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明いたします。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>1. 提案理由・内容及び、2. 法改正の趣旨につきましては、先ほどの議案第7号、8号と同様です。</p> <p>3. 改正の概要については、非常勤職員に対する部分休業の承認について規定を新設します。</p> <p>改正の対象となる条例については、本条例は3段目の太枠で表示しております。</p> <p>最後に、この条例は令和7年4月1日から施行します。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これら3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 (「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第10、議案第10号、「非常勤の職員等の報酬及び費用弁償</p>

議 長 支給条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 それでは、議案第10号、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。
5ページをご覧ください。
1. 提案理由につきましては、昨年2月に開催した特別職報酬等審議会での検討等を踏まえ、近隣自治体との均衡を図るため、委員報酬を見直すものです。
一覧表をご覧ください。
この度、改定するものを黄色で示しております。郡内2町と比較して、この金額を決めております。
最後に、この条例は令和7年4月1日から施行します。
説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(「質疑なし」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第11、議案第11号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第12、議案第12号、「川本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括議題とします。
執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 それでは、議案第11号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。
26ページをご覧ください。
この度の条例改正は、2つの提案理由から改正するものです。
まず一つ目の提案理由につきましては、令和6年人事院勧告のうち、令和7年4月実施分、これを国は給与制度のアップデートと言っておりますが、これに関する条例を改定するため、所要の改正を行うものです。
なお、令和6年4月実施分は、昨年12月定例会において条例改正しております。国の基本的な考え方を四角い枠で示しております。人材確保への対応など、新規採用及び社会人採用などの労働市場や経済環境が急速に変化しており、これに伴い、公務員の給与制度の見直しが求められていることを考慮したものです。
次に、改正の概要について、①から④までの4点があります。

番外瀬上総
務財政課長

まず、①給料表の改定については、3級、主任級から6級、課長級の初号の額を引き上げます。

図をご覧ください。

イメージ図として、青色とオレンジ色で表示しておりますが、この度の改正により、各級の初号の俸給月額を引き上げます。

抜粋した赤線で枠どった3級俸給表をご覧ください。

3級の場合、これまでの1号俸から4号が廃止され、現在の5号俸が新しい1号俸となります。よって、例えば現在、3級の1号俸から4号俸であった職員は、今年度の4月1日に新しい3級1号俸に変更されます。

このことで、俸給月額は4月から265,300円となり、支給額が増えることとなります。また、現在3級9号俸であった職員は、今度の4月1日に新しい3級5号俸に変更されます。

なお、カットに影響のない号俸の職員は、新しい号俸になっても、俸給月額は変わりません。

上のイメージ図に戻りますが、各級の変更は、3級は先ほど説明したとおりです。4級と5級は、1号から8号がカットされ、これまでの9号俸が新しい1号俸になります。6級は、1号から12号がカットされ、これまでの13号俸が新しい方法となります。

以上が給料表の改定になります。

なお、今回の改正の影響を受けて、支給額が増える職員はおりません。

次のページをご覧ください。

扶養手当の見直しは、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引き上げます。

なお、令和7年度から2年間で段階的に実施するものです。

次に、管理職員特別勤務手当の支給拡大については、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するものです。

次に、通勤手当の引上げ・支給要件拡大等は、支給限度額を15万円に引き上げます。それと、採用時から単身赴任手当の支給を可能とする要件を拡大するものです。

これらについてが、2ページのところで記載する第1条に該当し、令和7年4月1日から施行します。

次に、二つ目の提案理由につきましては、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の令和7年6月1日施行に基づき、懲役及び禁錮刑を廃止し、拘禁刑を創設する改正が行われるため、既存の条例について、改正対象字句を「拘禁刑」に改めるために、この条例の一部を改正するものです。

このことについてが、8ページの第2条に該当し、令和7年6月1日から施行いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

番外瀬上総務財政課長	<p>続きまして、議案第12号、川本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。</p> <p>下段の提案理由をご覧ください。</p> <p>議案第11号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにより発生する条項ずれを改めるため、この条例の一部を改正するものです。</p> <p>なお、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これら2件について、一括して質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を・・・はい、7番石川議員。</p>
7番石川議員	<p>扶養手当の見直しですけども、配偶者を廃止して子どもさんが10,000円が13,000円になると。この大きな理由は何ですか。</p>
議 長	<p>番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総務財政課長	<p>この流れにつきましては、子どもに関する手当を手厚くするという国の方針のもとで、配偶者についての見直しをして、この手当を拡大していくという流れの中でされたものだと思っております。</p>
議 長	<p>はい、7番石川議員。</p>
7番石川議員	<p>言われることは分かるんですが、全体で見ると、このマイナスになってるんですね。そういう流れで進んでると思うんですけども、配偶者がゼロというのはちょっとどういう理由があるのかなという疑問が残るんですけども。もう一度何かあれば。</p>
議 長	<p>番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総務財政課長	<p>先ほど、配偶者がなぜ廃止になるのかというお話でございました。このもの自体がですね、国の制度に準じて町の方も制度を合わせていくということがございますので、そこの議論について、すいません深く私も理解をしておりますけれども、先ほど申しましたように全体的な流れの中で、子どもの方に手厚くして配偶者のところは見直されたというふうな理解をしているところでございます。以上です。</p>

議 長

番外野坂町長。

番外
野坂町長

お尋ねの件、私から補足して。これはですね、国全体ですね、働き方ですね、その流れの中で、あの人事院勧告でその旨が提案されたというふうには私は理解をしております。共働きのですね、家庭が出て世帯が増えてきてるということで、この配偶者にですね、いわゆる専門のところですね、配偶者に対して手当を付与してですね支援するよりも、あるいはその一方で、税制の方ですね、残しながらですね、共働き世帯が増えて、その全体の財源のところですね、子どもところに充てていくということで、全体の財源はおそらくですね推測しますと、維持し、中で子どもに充てられる額をですね、そのようにシフトしていったというそういう過程がですね、人事院のですね、勧告をする過程において、全体の調査をかけてですね、国としては今の家族のですね、どのように働き方が変わってきているかと、今後どういうふうに向けていきたいかということをお勘案して、この度の勧告の中に反映されて、そういうことを2か年かけて、そういうふうにはシフトしていこうというふうな勧告であったのであろうと、私の理解はそういう理解をしております。

議 長

よろしいですか。
(「はい」の声あり)
他ありませんか。
(「・・・・」)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

次に、日程第13、議案第13号、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総
務財政課長

それでは、議案第13号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

下段の提案理由をご覧ください。

災害応急作業手当について、令和6年の能登半島地震での復旧業務を踏まえて、支給対象業務が拡大されるなど、国において制度の見直しが行われたことを受け、人事院規則と同内容に改めるものです。

改正内容は、応急復旧に従事した職員に対して、1日当たり400円を、巡回監視を1日当たり710円、応急作業等を1日当たり1,080円に改正します。

最後に、この条例は令和7年4月1日から施行します。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
	<p>(「質疑なし」の声あり)</p>
	<p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第14、議案第14号、「職員の分限に関する手続及び効果に</p>
	<p>関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第15、議案第</p>
	<p>15号、「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正</p>
	<p>する条例の制定について」の2件を一括議題とします。</p>
	<p>執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総務財政課長	<p>それでは、議案第14号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</p>
	<p>の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。</p>
	<p>下段の提案理由をご覧ください。</p>
	<p>本条例は、先ほどの議案第11号と同様に、「刑法等の一部を改正する法</p>
	<p>律等」が、令和7年6月1日施行されることに伴い、この条例の一部を改正</p>
	<p>するものです。</p>
	<p>なお、この条例は令和7年6月1日から施行します。</p>
	<p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
々	<p>続きまして、議案第15号、消防団員の定員、任免、給与、職務等に関す</p>
	<p>る条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。</p>
	<p>下段の提案理由をご覧ください。</p>
	<p>本条例は、先ほどの議案第11号、14号と同様に、刑法等の一部を改正</p>
	<p>する法律等が、令和7年6月1日に施行されることに伴い、この条例の一部</p>
	<p>を改正するものです。</p>
	<p>なお、この条例は令和7年6月1日から施行します。</p>
	<p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
	<p>(「質疑なし」の声あり)</p>
	<p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第16、議案第16号、「川本町税条例の一部を改正する条例</p>
	<p>の制定について」及び日程第17、議案第17号、「川本町後期高齢者医療</p>
	<p>に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括議題とし</p>
	<p>ます。</p>

議 長	執行部から、提案理由の説明を求めます。番外櫻本町民生活課長。
番外櫻本町 民生活課長	<p>議案第16号、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。</p> <p>この議案は、督促手数料の見直しや改正道路交通法の施行に伴い、所要の改正をするものです。</p> <p>それでは、5ページの資料にて説明させていただきます。</p> <p>まず、改正理由でございますが、督促手数料につきまして、本条例の第21条において、督促状1通の手数を100円と定めておりますが、督促状発送に係る経費増大に伴い、実態に則した手数料に改定する必要があるため、現行の1通100円から200円に改正するものです。</p> <p>200円とする理由は、表に記載しておりますように、令和7年4月以降、督促状1通あたりの経費が中国5県内の発送で170円、中国5県外では184円に高騰するため、諸経費も含め200円としております。</p> <p>次に、改正道路交通法施行に関わる部分につきましては、3、4ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第90条に身体に障害を有する方等が所有する軽自動車等に関わる種別割の減免規定が定めてあり、同条第2項に減免手続きに関して定められています。この中に運転免許証の提示についての記載がありますが、令和7年3月24日から施行される改正道路交通法により、免許情報記録個人番号カード、特定免許情報が記録されたマイナンバーカードのことでありますが、これが運転免許証とみなされることになるため、従来の運転免許証に免許情報記録個人番号カードを含めるよう改正するものです。</p> <p>なお、第90条については、あわせて、「生計を一にする者」の部分について、適切な字句に改めております。</p> <p>説明資料に戻りまして、最後に施行期日につきましては、令和7年4月1日としておりますが、改正後の第90条第1項及び第2項の規定については、改正道路交通法の施行日に合わせ、令和7年3月24日としております。</p> <p>また、経過措置として、この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、改正後の規定にかかわらず、従前の例によるものとしております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
々	<p>続きまして、議案第17号、川本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。</p> <p>この議案は、先ほどの議案第16号と同様に督促手数料の見直しをするもので、4ページの資料にありますとおり、督促状1通あたりの発送に関わる経費増に伴い、本条例第7条第3項に定めている督促状1通の手数を先ほどの町税と同じく100円から200円に改正するものです。</p> <p>施行期日につきましては、令和7年4月1日で、経過措置として、この条</p>

番外櫻本町 民生活課長	<p>例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、改正後の規定にかかわらず、従前の例によるものとしております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これら2件について、一括して質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第18、議案第18号、「非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第19、議案第19号、「消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括議題とします。</p> <p>執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総 務財政課長	<p>それでは、議案第18号、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。</p> <p>下段の提案理由をご覧ください。</p> <p>1については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例別表(第2条関係)に、新たに「35年以上」の区分を追加するものです。</p> <p>これは、これまで消防団の退職報償金は、30年以上は一律でしたが、新たに35年以上を追加するものです。</p> <p>なお、この条例は令和7年4月1日から施行します。</p> <p>次に、2につきましては、刑法等の一部改正に伴い、改正対象字句を「拘禁刑」に改正するものです。</p> <p>なお、この条例は令和7年6月1日から施行します。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
々	<p>続きまして、議案第19号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>1.改正の趣旨については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に基づき、損害補償に係る補償基礎額、及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されるため、本条例を改正するものです。</p> <p>改正の概要については、損害補償に係る補償基礎額は、階級と勤務年数によって区分されますが、太枠の金額に改正します。</p> <p>次に、扶養に係る補償基礎額の加算額は、第1号と第2号を、表のとおり</p>

番外瀬上総務財政課長	<p>改正いたします。</p> <p>最後に、この条例は令和7年4月1日から施行します。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これら2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 (「質疑なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第20、議案第20号、「川本町過疎地域自立促進基金条例を廃止する条例の制定について」から、日程第22、議案第22号、「川本町UIターン集落活性化住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」までの3件を一括議題とします。 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。</p>
番外伊藤まちづくり推進課長	<p>議案第20号、川本町過疎地域自立促進基金条例を廃止する条例の制定について、説明いたします。 3ページをご覧ください。 1. 提案理由につきましては、基金創設の目的は、過疎債(ソフト)事業の初年度に県と協議し、特定の事業に充当し事業を実施するために、特別に基金積立したものであり、既に積み立てた全額を事業に充当し、今後同様の事例はないことから廃止するものです。 これまでの経緯につきましては、記載のとおりです。 なお、この条例は公布の日から施行します。</p>
々	<p>続いて、議案第21号、川本町ふるさと創生施策審議会条例を廃止する条例の制定について、説明いたします。 3ページをご覧ください。 提案理由につきましては、昭和63年度及び平成元年度に国に交付を受けた「ふるさと創生資金」の活用について審議するために設置されていたが、現在はその役割を終えたため、廃止するものです。 これまでの経緯につきましては、記載のとおりです。 なお、この条例は公布の日から施行します。</p>
々	<p>続いて、議案第22号、川本町UIターン集落活性化住宅の設置及び条例(正:管理に関する条例)を廃止する条例の制定について、説明いたします。 3ページをご覧ください。 提案理由につきましては、事業が完了されたことに伴い、条例を廃止する</p>

番外伊藤ま ちづくり推 進課長	<p>ものです。</p> <p>これまでの経緯につきましては記載のとおりです。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行します。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これら3件について、一括して質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>これより、議案第20号から議案第22号までの3件について、一括して討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。討論を終結します。</p>
々	<p>これより、3件を一括して採決します。</p> <p>この採決は、挙手により行います。</p> <p>議案第20号から議案第22号までの3件に、賛成の皆さんの挙手を求めます。</p>
々	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第20号から議案第22号までの3件は、原案のとおり可決されました。</p>
々	<p>次に、日程第23、議案第23号、「川本町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について」の件を議題とします。</p> <p>執行部から、提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。</p>
番外高砂健 康福祉課長	<p>議案番号第23号、川本町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。</p> <p>3ページの資料をご覧ください。</p> <p>制定理由は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、それまで保育の実施基準を条例で定めるよう規定がありましたが、この改正により、児童福祉法及び子ども・子育て支援法により保育の実施をすることとなったため、保育の実施基準について条例で定める必要がなくなった</p>

番外高砂健 康福祉課長	<p>ためです。</p> <p>これまでの経緯につきましては、記載のとおりです。 なお、この条例は公布の日から施行します。 説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (「質疑なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。 この採決は挙手により行います。 議案第23号に賛成の皆さんの挙手を求めます。</p>
々	<p>挙手全員であります。 よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。</p>
々	<p>次に、日程第24、議案第24号、「川本町農業後継者育成奨励金給付条例を廃止する条例の制定について」の件を議題とします。 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外名原産業振興課長。</p>
番外名原産 業振興課長	<p>議案第24号、川本町農業後継者育成奨励金給付条例を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。</p> <p>改正の内容については、3ページの資料をご覧ください。</p> <p>1. 提案理由でございますが、奨励金給付の目的は、農業経営の後継者として有用な人材を育成・確保するため、町単独事業として整備されましたが、本事業を終了し、国の事業活用を優先するため廃止するものです。</p> <p>2. これまでの経緯につきましては、記載のとおりです。 なお、この条例は公布の日から施行いたします。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (「質疑なし」の声あり)</p>

- 議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は挙手により行います。
議案第24号に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手全員であります。
よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第25号、議案第25号、「川本町営土地基盤整備用機械使用条例を廃止する条例の制定について」から、日程第28、議案第28号、「街路照明施設設置分担金徴収条例を廃止する条例の制定について」までの4件を一括議題とします。
執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。
- 番外伊藤地 議案第25号、川本町土地基盤整備用機械使用条例を廃止する条例の制定
域整備課長 について、ご説明いたします。
3ページをご覧ください。
提案理由につきましては、町が土地基盤整備を保有してきた機械を使用される際の基準等を定めるために制定しておりましたが、条例に規定される機械がすでに処分済みであることから、廃止するものです。
これまでの経緯につきましては、記載のとおりです。
なお、この条例は公布の日から施行します。
- 々 次に、議案第26号、川本町多田地区宅地等水防災対策事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。
3ページをご覧ください。
提案理由につきましては、水防災事業における宅地造成等に要する費用の一部に充てることを目的に制定しておりましたが、条例の対象となる事業及び精算が完了済みであることから廃止するものです。
これまでの経緯につきましては、記載のとおりです。
なお、この条例は公布の日から施行します。
- 々 次に、議案第27号、川本町下三島地区宅地等水防災対策事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。
3ページをご覧ください。

番外伊藤地域整備課長	<p>提案理由につきましては、水防災事業による宅地造成などに要する費用の一部に充てることを目的に制定しましたが、条例の対象となる事業及び精算が完了済みであることから廃止するものです。</p> <p>これまでの経緯につきましては、記載のとおりです。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行します。</p>
々	<p>次に、議案第28号、街路照明施設設置分担金徴収条例を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>提案理由につきましては、町内に設置する街路照明費用の一部に充てることを目的に制定しておりましたが、活用がなく、かつ照明設備について、近年、防犯灯設置補助金を活用し整備が行われている状況であるため廃止するものでございます。</p> <p>これまでの経緯につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行します。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これら4件について、一括して質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>これより、議案第25号から議案第28号までの4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。討論を終結します。</p>
々	<p>これより、4件を一括して採決します。</p> <p>この採決は、挙手により行います。</p> <p>議案第25号から議案第28号までの4件に、賛成の皆さんの挙手を求めます。</p>
々	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第25号から議案第28号までの4件は、原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>次に、日程第29、議案第29号、「かわもと図書館図書等整備基金条例を廃止する条例の制定について」から、日程第31、議案第31号、「川本</p>

議 長	町社会教育指導員設置条例を廃止する条例の制定について」までの3件を一括議題とします。
	執行部から、提案理由の説明を求めます。番外坂根教育課長。
番外坂根教育課長	議案第29号、かわもと図書館図書等整備基金条例を廃止する条例の制定について、ご説明します。
	3ページをご覧ください。
	この基金は、かわもと図書館の図書及び視聴覚教育の充実を図る資金に充てることを目的に、寄付金を原資として創設されたものですが、基金残高0円となり、今後本基金への積立を行う見込みがなく、特定目的基金として管理する必要がないことから、廃止をするものです。
	これまでの経緯につきましては、記載のとおりです。
	なお、この条例は公布の日から施行します。
	説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
々	続いて、議案第30号、川本町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、ご説明します。
	3ページをご覧ください。
	本町では、児童福祉法に基づき、放課後児童クラブを開設・運営をしておりましたが、平成19年度末をもって事業を終了していることから、当該条例を廃止するものです。
	これまでの経緯につきましては、記載のとおりでございます。
	なお、この条例は公布の日から施行します。
	説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
々	続いて、議案第31号、川本町社会教育指導員設置条例を廃止する条例の制定について、ご説明します。
	3ページをご覧ください。
	当該条例は、社会教育の指導者の充実を図ることを目的に、非常勤として教育委員会に設置する社会教育指導員について、その職務や報酬等が定められたものですが、地方公務員法及び地方自治法等の改正により、非常勤職員等の任用に関する制度が明確化されたことにより、今後、当該条例に基づく任用を行うことはありませんので、廃止をするものです。
	これまでの経緯は、記載のとおりでございます。
	この条例は、公布の日から施行いたします。
	説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で、提案理由の説明を終わります。
	これら3件について、一括して質疑を行います。
	質疑はありませんか。

- (「質疑なし」の声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより、議案第29号から議案第31号までの3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 々 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより、3件を一括して採決します。
この採決は、挙手により行います。
議案第29号から議案第31号までの3件に、賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手全員であります。
よって、議案第29号から議案第31号までの3件は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第32、議案第32号、「令和6年度川本町一般会計補正予算(第7号)」の件を議題とします。
執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。
- 番外瀬上総務財政課長 それでは、議案第32号、令和6年度川本町一般会計補正予算(第7号)について、説明いたします。
今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ26,644千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,578,048千円とするものです。
今回の補正の主なものは、除雪作業委託費の追加、消防賞じゅつ金の補正、事業費確定など、決算見込みによる不用額調整などによるものです。
補正の内容につきましては、24ページをご覧ください。
まず、歳出から主なものを説明します。
2款、総務費の減債基金積立金は、普通交付税の追加交付のうち、臨時財政対策債償還金の令和7年、8年度の先渡分を積み立てるものです。
3款、民生費の保育所運営費は、保育公定価格の引き上げによる増加です。
なお、これに伴い、国庫支出金及び県支出金の子どものための教育・保育給付費交付金を補正しております。次に、養護老人ホーム措置費は、措置費改定に伴う増額です。後ほど資料で説明いたします。介護予防ケアマネジメント委託料は、要介護(正:要支援)1、2が法改正により対象事業から外れたことによる減額です。なお、これに伴い、諸収入の介護給付費を補正しております。
次に、4款、衛生費は、それぞれ実績に伴う減額です。特に、予防接種委

託料は、コロナウイルスワクチン接種者が当初見込みに対して実績が25%であったことから減額するものです。なお、これに伴い、諸収入の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金を補正しております。

次に、6款、農林水産業費の半農半X支援事業補助金は、新たに認定を受けた方への補助金を計上しております。なお、これに伴い、県支出金の半農半X支援事業補助金を補正しております。農地耕作条件改善事業は、地域整備課所管ですが、事業費確定による減額です。なお、これに伴い、分担金の農地耕作条件改善事業地元負担金、県支出金の農地耕作条件改善事業補助金を補正しております。

次に、8款、土木費の道路維持費は、当初予算で町内全域1回分の除雪を計上していましたが、先般の大雪などを考慮し除雪2回分を追加するものです。次に、谷地区治水対策事業は、後ほど資料で説明します。なお、これに伴い、町債、河川災害防止事業債を補正しております。次に、建築物耐震改修等補助金は、国からの予算配分の関係で耐震改修工事を令和7年度実施に変更したことに伴う減額です。なお、これに伴い、国庫支出金の建築物耐震対策事業補助金、県支出金の建築物耐震改修等補助金を補正しております。

次に、9款、消防費の消防賞じゅつ金は、昨年殉職された消防団員に対して、条例に基づき審査会を経て賞じゅつ金を計上するものです。消防団員遺族補償年金及び葬祭補償は、先ほどと同じ方ですが、消防団員の災害共済契約を締結している消防団員等公務災害補償等共済基金から、この決定に基づき計上するものです。なお、消防団員遺族補償年金は、毎年度、町の一般会計を経由して、遺族に支払われることとなります。これに伴い、諸収入の消防団員等公務災害補償基金助成金を補正しております。

次に、10款、教育費の中学校指導者用教科書・指導書は、令和7年度教科書改訂に伴う購入費用を計上しております。

次に、12款、公債費の町債利子は、金利引き上げによる新規借入分の利子が想定を上回ったことによるものです。

次に、1ページ戻っていただき、歳入をご覧ください。

歳出の説明に合わせて連動する歳入の補正を説明いたしましたので、その他について説明いたします。

10款、地方交付税は、国の税収が上振れしたことに伴う追加交付によるものです。

14款、国庫支出金のデジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業に対して交付されますが、この度、国の予算が追加で確保されたことに伴う追加交付によるものです。

18款、繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源超過を調整しております。

次に、25ページをご覧ください。

第2表 明許繰越費、第3表 債務負担行為補正については記載のとおりで

番外瀬上総
務財政課長

す。

次のページをご覧ください。

第4表 地方債の補正につきましては、この度の補正による本年度の地方債の限度額を、939,327千円と見込んでおります。

次に、基金の状況につきましては、この度の補正による年度末の基金残高は、2,175,853千円を見込んでおります。

次のページをご覧ください。

養護老人ホーム入所措置費の改定について説明いたします。

概要につきましては、まず養護老人ホームへの入所措置費については、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体で改定いたします。

次に、国からの介護報酬改定に伴う入所措置費改定の要請に交付し、順次措置費の改定が進められている状況であります。

以上のことから、郡内3町での協議・調整を経て、このたび令和6年度分の改定を予定しております。

次の2、経過につきましては、ご覧のとおりです。

3、措置費の仕組みにつきましては、町は入所者から負担金をいただき、施設に対して措置費を支払います。この財源として、国から地方交付税を措置されているということになります。

次のページをご覧ください。

措置費に係る改定内容です。

種別ごとに算定方法があり、この度の改定内容を示しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上を踏まえまして、また、入所者数の増加による影響額を考慮し、老人福祉施設入居者負担金を1,226千円、養護老人ホーム措置費を3,354千円補正するものです。

以上が、養護老人ホーム入所措置費の改定についてです。

次のページをご覧ください。

谷地区治水対策事業について説明いたします。

事業概要はご覧のとおりであります。

2、今回の補正の概要につきましては、まず歳出は県が発注している造成工事において、必要な土取場の整備に際し、樹木の伐採費が当時設計時より大幅に増額したため、工事費負担金を増額するものです。

一方、旧法務局長官舎等解体工事に伴う不用額と、用地買収対象者確定に伴う不用額を減額しております。

次に、歳入歳出は、増減に伴いまして地方債の補正をしております。

失礼しました。歳入は歳出の増減に伴い、地方債を補正しております。

次のページには、今年度の事業費の推移として、当初予算及び補正予算について記載しております。

最後に、4記載の予算額については、ご覧のとおりであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長	以上で、提案理由の説明を終わります。
々	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 ありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	次に、日程第33、議案第33号、「令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」の件を議題とします。 執行部から提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。
番外高砂健康福祉課長	議案番号第33号、令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明します。 歳入歳出予算総額に、それぞれ13,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ435,918千円とします。 資料8ページの資料をご覧ください。 歳出ですが、2款、保険給付費のうち、療養給付費が9,980千円、高額療養費が3,326千円の増、一方歳入は、8款、県支出金で、県補助金の普通交付金が13,306千円の増となっております。 説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で提案理由の説明を終わります。
々	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (「質疑なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	次に、日程第34、議案第34号、「令和6年度川本町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」及び日程第35、議案第35号、「令和6年度川本町農業集落排水処理事業会計補正予算(第1号)」の2件を一括議題とします。 執行部から提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	議案第34号、令和6年度川本町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。 今回の補正は、令和5年度中に取得した固定資産の台帳整備の完了及び令和5年度決算確定に伴い、期首及び期末予定貸借対照表の修正変更によるものでございます。第2条、特例的収入及び支出の補正でございます。特例的収入として340千円を増額し、補正後の額2,942千円、特例的支出として2,682千円を増額し、補正後の額29,043千円とするものです。なお補正により、予定キャッシュ・フロー計算書、予定及び開始貸借対照表

番外伊藤地
域整備課長

をそれぞれ修正しております。

次のページをご覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書について、資金期末残高32,066,350円となっております。

次に、予定貸借対照表について、資産の部は令和5年度決算に伴い、資産合計は3,438千円増額し1,928,272千円に、次のページをご覧ください。

負債の部は、繰越収益（正：繰延収益）が11,800千円増額し、負債合計が1,805,344千円に、資本の部は、資本金合計が8,458千円減額し、負債資本合計は、資産合計と同じ1,928,272千円となっております。

次に、開始貸借対照表は、令和5年の決算認定に伴い、決算数値にしたものとなります。主なものとしましては、未収金について、令和5年度の水道料金、水道料未収金が確定したこと、次のページをご覧ください。

未払金について、令和5年度の電気料金や委託料が確定したことによるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

々

次に、議案第35号、令和6年度川本町農業集落排水処理事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、令和5年度決算確定に伴い、期首及び期末予定貸借対照表の修正変更によるものでございます。

第2条、特例的収入及び支出の補正でございます。

特例的収入として81千円を減額し、補正後の額162千円、特例的支出として46千円を減額し、補正後の額9,927千円とするものです。

なお補正により、予定キャッシュ・フロー計算書、予定及び開始貸借対照表をそれぞれ修正しております。

次のページをご覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書について、資金期末残高は16,013千円となっております。

次に、予定貸借対照表について、資産の部は令和5年度決算に伴い、資産合計は6,422千円増額し1,037,459千円に、次のページをご覧ください。

負債の部は、流動負債が400千円増額し、負債合計が980,025千円に、資本の部は、資本金合計が6,022千円増額し、負債資本合計は、資産合計と同じ1,037,459千円となっております。

次に、開始対策対照表は、令和5年度決算認定に伴い、決算数値にしたものになります。

主なものとして、未収金について、令和5年度の集落排水使用料未収金が確定したこと、次のページをご覧ください。

番外伊藤地域整備課長	未払金について、令和5年度の委託料が確定したことによるものでございます。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	以上で、提案理由の説明を終わります。
々	これら2件について一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。5番高良議員。
5番高良議員	水道会計も集落排水会計も一緒なんですけど、この未収金の回収見込みは大抵どのぐらい、今引当金も引当てをされておるわけですが、回収見込みはどれぐらいと見込まれるんでしょうか。
議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	未収金というのは、やはり水道の使用料と集落排水の使用料でございますので、今、一生懸命回収の方もしておりますけども、ちょっと割合についてちょっとまた後程のところでもちょっとご説明させていただきます。
議 長	他ありませんか。 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	次に、日程第36、議案第36号、「令和7年度川本町一般会計予算」から日程第40、議案第40号、「令和7年度川本町農業集落排水処理事業会計予算」までの5件を一括議題とします。 執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。
番外瀬上総務財政課長	それでは、議案第36号、令和7年度川本町一般会計予算について、説明いたします。 令和7年度一般会計当初予算額は、5,577,200千円となり、前年度と比較すると574,065千円、11.5%の増額となっております。 主な増加要因は、邑智郡総合事務組合負担金のうち、自治体情報システムの標準化・共通化関連経費で90,000千円の増、河津桜公園整備事業で150,000千円の増、瀬尻・久料谷地区治水対策事業110,000千円の増などが影響しております。 続きまして、予算説明資料34ページをご覧ください。 歳入歳出の一覧の方を出しております。 こちらで主なものについての説明をさせていただきます。 上の歳入の増減で大きなものにつきましてですが、10款、地方交付税は、国の指示率及び県の試算により推計をしております。補正の財源として、前

番外瀬上総
務財政課長

年度と同様の130,000千円を留保しております。大きく増加した要因としては、普通交付税は国の税収による配分額の増加、特別交付税については、島根フィルティーズに係る地域おこし協力隊分などを見込んでおります。

14款、国庫支出金及び15款、県支出金については、歳出に連動し財源を計上しております。

18款、繰入金は、財源不足を補うため、財政調整基金、減債基金及び町営住宅の改修等へ充当するための公共施設等総合管理基金の繰入金を計上しております。

21款、町債、主な増減要因としては、因原の定住促進住宅整備事業が終了しましたが、河津桜公園整備事業債、それと令和5年度から事業が本格化した谷地区及び瀬尻・久料谷地区治水対策事業債などの増加が要因となっております。

一方、下段の歳出の増減の大きなものにつきまして、2款、総務費は、邑智郡総合事務組合負担金、先ほど申しました自治体情報システムの標準化関連経費、この他に女子野球で繋がるプロジェクト運営事業が、選手の増加によるもの、あと、まげなねっと利用料VONU更新事業などにより増加しております。

3款、民生費は、子どものための教育・保育事業保育給付費が、公定価格の増により、それから児童手当が令和6年10月の制度改正により増加しております。

4款、衛生費につきましては、公立邑智病院の建設改良分は減額しておりますが、簡易水道会計への繰出金が増加しております。

6款、農林水産業費は、指定管理委託料は人件費を見直し、こちらは増加しております。あと、弥山荘の修繕費が一部増加をしているというところで

7款、商工費は、かわもと音戯館プール改修工事終了により減額しておりますが、河津桜公園整備事業により増額しております。

8款、土木費は、定住住宅整備事業費の終了、町道田原絵堂線改良事業の終了で減額しておりますが、瀬尻・久料谷地区の治水事業、谷地区の治水事業、町道因原日向線道路改良事業の取組で増加しております。

9款、消防費は、防火水槽整備事業、消防詰所建築工事及び解体工事を予定しております。因原地区内水排除施設拡張事業及び江津邑智消防組合の防災情報ネットワークシステム整備事業の終了がありまして、総体的には減額しております。

10款、教育費は、公設民営塾整備事業、学校施設建設検討事業、こちらにより増加をしております。

12款、公債費は、令和3年度に借り入れた過疎債の元金償還により、また利息は利率引き上げを考慮し増加しております。

37ページをご覧ください。

<p>番外瀬上総務財政課長</p>	<p>こちらに地方債の内訳を載せております。 一覧にありますように、各事業に財源として借り入れる地方債を予定しております。過疎ソフト等を含めた総額で、817,600千円を計上しております。 下の表、基金につきましては、総額で582,184千円（正：584,334千円）の取り崩しを計上しており、令和7年度末の残高は1,604,507千円（正：1,602,357千円）を見込んでおります。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番外高砂健康福祉課長。</p>
<p>番外高砂健康福祉課長</p>	<p>議案番号第37号、令和7年度川本町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明します。 第1条、歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ399,154千円とし、前年度と比較3,714千円の減となっております。 第2条、一時借入金 の最高限度額は100,000千円と定めます。 第3条、歳出予算の流用については、記載のとおりとしております。 22ページの資料をご覧ください。 歳出ですが、1款、総務費は、総務管理費と徴収費で11,557千円の増、2款、療養給付費が9,006千円の減、高額療養費が2,000千円の増、3款、事業費納付金が合わせて9,136千円の減となっております。 一方歳入は、国民健康保険税が6,284千円の減、8款、県支出金、県補助金は、歳出の保険給付費が下がることにより、普通交付税（正：普通交付金）が減額となるため、11,011千円の減、13款、繰入金の基金繰入金が580千円の増、一般会計繰入金が12,970千円の増となっております。 説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>々</p>	<p>続きまして、議案番号第38号、令和7年度川本町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明します。 歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ148,770千円とし、前年度と比較し2,642千円の増となっております。 11ページの資料をご覧ください。 歳出は、1款、総務費で、徴収費が5,853千円の増、2款、後期高齢者医療広域連合納付金が3,308千円の減となっております。 歳入は、1款、後期高齢者医療保険料は、特別徴収が365千円の減、普通徴収が454千円の増、繰入金で、事務費繰入金が3,369千円の増、保険基盤安定繰入金が853千円の減となっております。 説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>

議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	<p>議案第39号、令和7年度川本町簡易水道事業会計予算について、ご説明いたします。</p> <p>簡易水道事業は、令和6年4月から地方公営企業を適用した事業となり、これに沿った予算形式となっております。</p> <p>第2条では、業務予定量について、第3条では、収益収入及び支出について定めており、当該年度の経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上しており、第1款、水道事業収益171,136千円、第1款、水道事業費用170,865千円としております。</p> <p>第4条では、資本的収入及び支出について定めており、施設整備にかかる費用とこれに要する資金としての企業債収入や企業債元利償還金等を計上しており、第1款、資本的収入110,055千円、第1款、資本的支出135,613千円としております。</p> <p>ここで、収入額が支出額に対して不足する22,558千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>第5条では、企業債について、第6条では、一時借入金の限度額について、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合を、営業費用及び営業外費用間の流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費、第9条では、他会計からの補助金について定めております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
々	<p>議案第40号、令和7年度川本町農業集落排水処理事業会計予算について、ご説明いたします。集落排水事業も令和6年4月から地方公営企業法を適用した事業となり、これに沿った予算形式となっております。</p> <p>第2条条では、業務予定量について、第3条では、収益的収入及び支出について定めており、当該年度の経営活動に伴い発生されるすべての収益と、それに対応するすべての費用を計上しており、第1款、農業集落排水事業収益及び第1款、農業集落排水事業費用とも47,860千円としております。</p> <p>第4条では、資本的収入及び支出について定めており、施設整備にかかる費用とこれに要する資金としての他会計補助金や企業債元利償還金等を計上しております。第1款、資本的収入26,635千円、第1款、資本的支出40,674千円としております。ここで、収入額が支出額に対して不足する15,039千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。</p> <p>第5条では、一時借入金の限度額について、次のページをご覧ください。</p> <p>第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合を、営業費用及び営業外費用間の流用、第7条では、他会計からの補助金に</p>

番外伊藤地 域整備課長	<p>ついて定めております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これら5件について一括して質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第41、議案第41号、「川本町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」の件を議題とします。</p> <p>執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総 務財政課長	<p>それでは、議案第41号、川本町過疎地域持続的発展計画の一部変更について、説明いたします。</p> <p>川本町過疎地域持続的発展計画の一部を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>変更理由につきましては、現行計画に位置付けられていない、新規に実施する過疎対策事業債活用予定事業を追加するものです。</p> <p>次に、計画年度はご覧のとおりです。</p> <p>次に、変更内容については、4つの事業を新たに追加します。</p> <p>対象事業として、町民体育館浄化槽整備事業、事業費は7,865千円です。</p> <p>次に、道路改良事業因原日向線、事業費は121,100千円です。</p> <p>次に、通学路安全対策事業、事業費は21,100千円です。</p> <p>最後に、コミュニティバス整備事業、事業費は14,468千円です。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p>再開は午後1時00分から再開いたします。 (午前11時57分)</p>

議 長	会議を再開します。 (午後 1 時 0 0 分)
々	なお、香取代表監査委員より、午後の会議の欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。
々	日程第 4 2、議案第 4 2 号、「町道路線の変更について」の件を議題とします。 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	議案第 4 2 号、町道路線の変更について、ご説明いたします。 道路法第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、町道の路線を変更するものであります。今回の変更は瀬尻・久料谷地区治水対策事業に伴うものでございます。次のページをご覧ください。 町道・久料谷線につきましては、国道 2 6 1 号迂回路工事が完成したことに伴い、緑色で着色した変更前起点付近が護岸工事が実施されるため、起点の変更を行うものでございます。変更後の起点は、青色で着手した箇所となり、本箇所の迂回路工事は完了しております。 以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、提案理由の説明を終わります。
々	これより質疑を行います。質疑はありますか。 (「質疑なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	次に、日程第 4 3、議案第 4 3 号、「工事請負変更契約の締結について《令和 5 年度明許繰越社会資本整備総合交付金事業 町道田原絵堂線第 2 期道路改良工事》」の件を議題とします。 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	議案第 4 3 号、工事請負変更契約の締結について、ご説明いたします。 本議案は、令和 5 年度明許繰越社会資本整備総合交付金事業 町道田原絵堂線第 2 期道路改良工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 変更内容は、請負契約額の変更です。 現契約額は、1 0 5, 6 0 0, 0 0 0 円、変更後の額は、1 0 6, 9 3 2, 0 0 0 円 (正: 1 0 6, 9 3 2, 1 0 0 円)、差引き 1, 3 3 2, 1 0 0 円の増額です。(「課長、1 0 0 円の単位までちゃんと言うように」議長の声)

番外伊藤地域整備課長	<p>はい、1,332,100円の増額でございます。</p> <p>契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字川下686番地、大鵬建設有限公司 代表取締役 城納 浩行氏でございます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>主な変更内容につきましては、ブロック積み掘削時に湧水が発生し、現地確認・立会をした結果、湧水処理対策が必要であり、暗渠排水工を追加で施工したことにより、変更が生じたものでございます。図面で言いますと、施工箇所は、ピンクの丸で囲ったピンクの箇所がブロック積みであり、その基礎裏側の下に設置をしております。</p> <p>説明は以上です。ご承認のほどよろしくお願いをいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第44、議案第44号及び日程第45、議案第45号、「川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」の2件を議題とします。</p> <p>執行部から、提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。</p>
番外野坂町長	<p>それでは、議案第44号、川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、説明いたします。</p> <p>下記の方を川本町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>住所は、島根県邑智郡川本町大字田窪155番地、氏名は、平田 知昭氏、生年月日は、昭和33年1月31日生まれです。</p> <p>次のページに委員歴などを記載しておりますのでご覧ください。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
々	<p>続いて、議案第45号、川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、説明いたします。</p> <p>下記の方を川本町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>住所は、島根県邑智郡川本町大字因原198番地7、氏名は、堂面 和正氏、生年月日は、昭和23年2月23日生まれです。</p> <p>次のページに委員歴などを記載しておりますのでご覧ください。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これら2件について、一括して質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 議案第44号について、これより討論を行います。
討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。
議案第44号に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第44号は、同意することに決定しました。

々 議案第45号について、これより討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は挙手により行います。
議案第45号に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第45号は、同意することに決定しました。

々 次に、日程第46、議案第46号から日程第50、議案第50号、「川本町農業委員会農業委員の選任について」の5件を一括議題とします。
執行部から、提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。

番外 野坂町長 それでは、議案第46号、川本町農業委員会農業委員の選任について、説明いたします。
下記の方を川本町農業委員会農業委員に選任したいので、農業委員会に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

番外
野坂町長

住所は、島根県邑智郡川本町大字川本668番地、氏名は、松田 美知子氏、生年月日は、昭和27年8月25日生まれです。

次のページに委員歴などを記載しておりますのでご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

々 続いて、議案第47号、川本町農業委員会農業委員の選任について、説明いたします。

下記の方を川本町農業委員会農業委員に選任したいので、農業委員会に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、島根県邑智郡川本町大字三原525番地、氏名は、森口 正和氏、生年月日は、昭和27年12月10日生まれです。

次のページに委員歴などを記載しておりますのでご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

々 続いて、議案第48号、川本町農業委員会農業委員の選任について、説明いたします。

下記の方を川本町農業委員会農業委員に選任したいので、農業委員会に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、島根県邑智郡川本町大字南佐木387番地、氏名は、平田 恵美子氏、生年月日は、昭和27年5月2日生まれです。

次のページに委員歴などを記載しておりますのでご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

々 続いて、議案第49号、川本町農業委員会農業委員の選任について、説明いたします。

下記の方を川本町農業委員会農業委員に選任したいので、農業委員会に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、島根県邑智郡川本町大字湯谷119番地1、氏名は、深野 幸代氏、生年月日は、昭和61年6月12日生まれです。

次のページに委員歴などを記載しておりますのでご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

々 続いて、議案第50号、川本町農業委員会農業委員の選任について、説明いたします。

下記の方を川本町農業委員会農業委員に選任したいので、農業委員会に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

番外
野坂町長 住所は、島根県邑智郡川本町大字三原645番地、氏名は、柴原 信行氏、
生年月日は、昭和46年2月25日生まれです。
次のページに委員歴などを記載しておりますのでご覧ください。
説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これら5件について、一括して質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 議案第46号について、これより討論を行います。
討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は挙手により行います。
議案第46号に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第46号は、同意することに決定しました。

々 議案第47号について、これより討論を行います。
討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は挙手により行います。
議案第47号に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第47号は、同意することに決定しました。

々 議案第48号について、これより討論を行います。
討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

議 長	<p>これより採決に入ります。 この採決は挙手により行います。 議案第48号に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。</p>
々	<p>挙手多数であります。 よって、議案第48号は、同意することに決定しました。</p>
々	<p>議案第49号について、これより討論を行います。 討論ありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。 この採決は挙手により行います。 議案第49号に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。</p>
々	<p>挙手多数であります。 よって、議案第49号は、同意することに決定しました。</p>
々	<p>議案第50号について、これより討論を行います。 討論ありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。 この採決は挙手により行います。 議案第50号に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。</p>
々	<p>挙手全員であります。 よって、議案第50号は、同意することに決定しました。</p>
々	<p>次に、日程第51、発委第1号、「川本町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」から日程第53、発委第3号、「川本町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの3件を一括議題とします。 提出者から趣旨の説明を求めます。7番石川議会運営委員会委員長。</p>
7番石川議会運営委員会委員長	<p>議会運営委員会から発委第1号から発委第3号までの3議案を提出しておりますので、一括して説明をいたします。 まず、発委第1号、川本町議会会議規則の一部を改正する規則の制定と、</p>

7 番石川議
会運営委員
会委員長

発委第 2 号、川本町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、説明をいたします。発委第 1 号の説明資料 9 ページをお開きください。

第 3 3 次地方制度調査会の答申では、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とすべきと提言されています。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法では、行政機関等が行う通知処分は、オンラインにより行うことが可能となりましたが、地方議会は行政機関等から除外されておりますので、会議規則及び委員会条例の改正により対応することとなります。

会議規則については、第 1 9 章 補則に手続のオンライン化に関する通則的な規定を新設し、対応することにしております。

次のページをお開きください。

先ほどのオンライン化に対応する改正にあわせ、現在の社会情勢に照らした文言調整、規定の見直しを行っております。

第 1 0 2 条、携行品の文言中、現在の法令では使用しない「外とう、襟巻」等の用語を改正しております。その他、改正前の第 1 0 2 条では、「つえ」の持込みについては、議長の許可制となっておりますが、目の不自由な方等への対応として許可不要といたしました。

また、社会情勢の変化や会議でのタブレット端末の活用に伴い、写真機及び録音機の項目を削除し、これらの機能を有する携帯電話やタブレット端末等の持込みを可能としておりますが、これにより議場における撮影や録音を解禁するものではございません。会議中の機器の私的利用はお控えいただきますようお願いをいたします。なお、以前からお願いをしておりますとおり、引き続き通知音などの機器の音を発しないよう、ご配慮をお願いをいたします。

委員会条例の改正につきましても、オンライン化に対応する規定を追加するとともに、開会の特例として、災害の発生や感染症のまん延等の事由、また育児、介護等の事由により参集が困難な場合に、オンラインにより委員会を開催できる規定を創設しております。

次のページをお開きください。

その他、委員選任に関する規定の見直しと傍聴規程の見直しを行っております。委員会の傍聴について、改正前の第 1 5 条では、委員長の許可制としておりましたが、これを許可不要の公開制としております。本会議、全員協議会の傍聴規程もあわせて改正を行っておりますので、これまで傍聴のために住所、氏名等の届出を要しておりましたが、本会議、委員会、全員協議会の全てにおいて、一切の手続を不要といたしました。傍聴人の携行品の緩和や未成年の入場の許可制も廃止し、傍聴のしやすさを向上することで、開かれた議会の実現を目指すこととしております。

施行は公布の日からとしております。

以上が、発委第 1 号及び第 2 号の改正の趣旨であります。

7番石川議
会運営委員
会委員長

続いて、発委第3号、川本町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、であります。

発委第3号の説明資料8ページをお開きください。

刑法等の一部を改正する法律等により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、条例中に規定されている「懲役」を「拘禁刑」に改正するものであります。

また、いわゆる番号利用法の改正に対応する条文整理などの所要の整備を行うものであります。

施行期日は、罰則規定の改正は、改正刑法施行の令和7年6月1日から、その他の規定は、番号利用法関連の政令の施行日である令和7年4月1日としております。

以上が、発委第3号の改正の趣旨であります。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただき適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

議 長

以上で、趣旨説明を終わります。

々

これら3件について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

次に、日程第54、「予算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」の件を議題とします。

お諮りします。

議案第36号、令和7年度川本町一般会計予算から議案第40号、令和7年度川本町農業集落排水処理事業会計予算までの5件に関しては、お手元の予算特別委員会設置要綱(案)により、予算特別委員会を設置し、これに審査並びに調査を付託のうえ、調査が終了するまで、議会閉会中も継続して調査することができることにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

々

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、川本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。
よって、そのように決定しました。

々

次に、委員会の正副委員長については、議会運営委員会においてあらかじめ審議いただいておりますので、その結果を報告します。
委員長に3番中平議員、副委員長に6番木村議員。
以上のとおり、正副委員長に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

々

異議なしと認めます。
よって、正副委員長は、そのように選任されました。

以上をもって、本日の議事日程はすべて終了しました。
これをもって、本会議を閉じます。

(午後1時25分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員